

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地使用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

広島高速道路公社

二 事業の種類

県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速五号線」新設工事・広島県広島市
東区中山西二丁目地内から同区二葉の里二丁目地内まで）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		積		裁決手続を開始する 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県広島 市東区牛田 東三丁目	一二七番 一八〇	宅地	宅地	一六三・六九	一六四・五五	三五・〇二 （別添地積測量図 中（B）の部分）

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名） 日浅 達則

（住所） 広島県広島市東区牛田東三丁目三六番一号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地使用の裁決手続の開始を決定した日

平成二十九年九月十二日

別添

地番	127番180 127番	地積測量図
土地の所在	広島市東区牛田東三丁目	

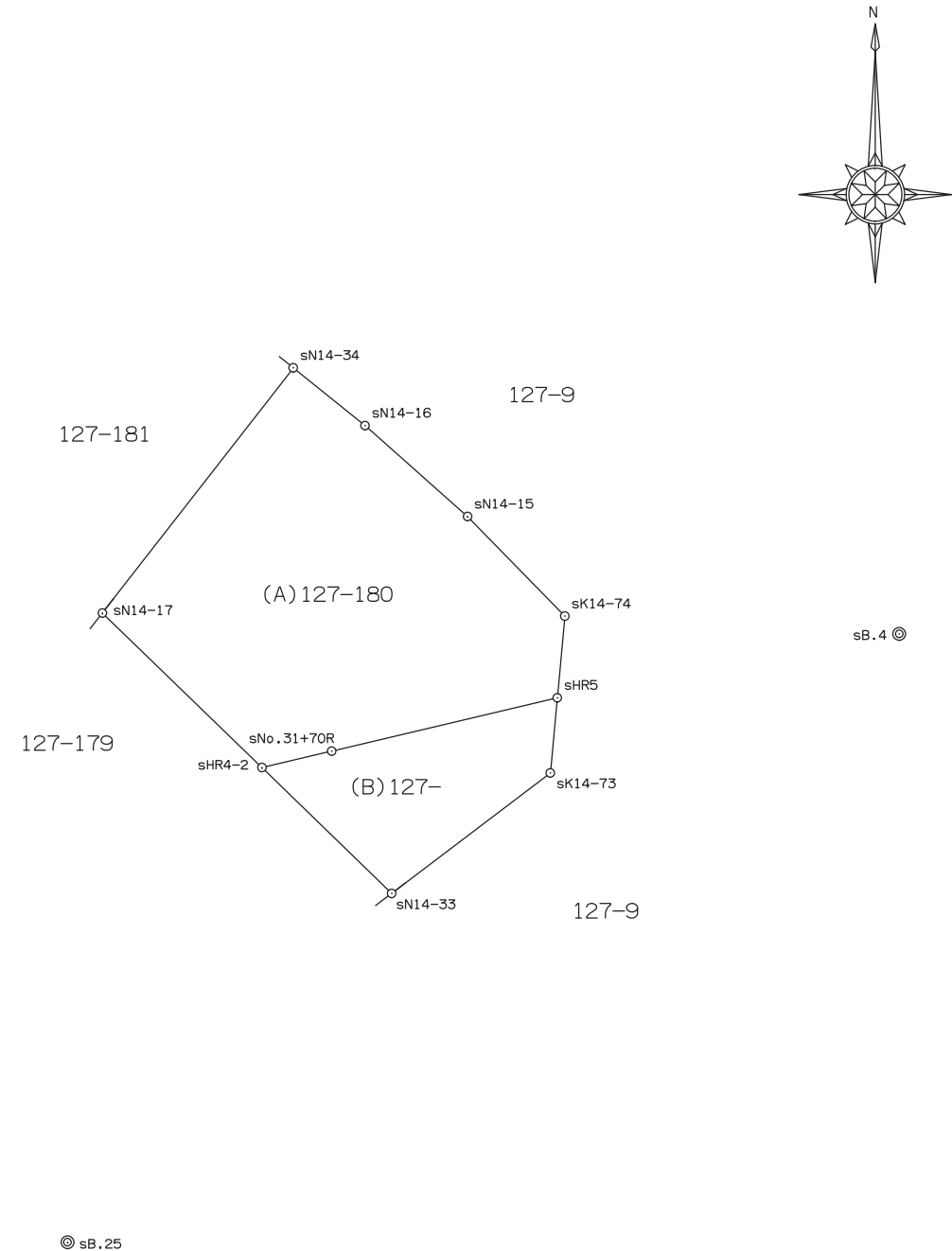
座標求積表 [座標法: $1/2\sum((X_{n+1}-X_{n-1})Y_n)$]				
地番	(A)127-180			
境界点	境界標	X _n	Y _n	辺長
sHR4-2		-176620.631	28979.838	2.507
sNo.31+70R		-176620.054	28982.278	8.103
sHR5		-176618.188	28990.163	2.861
sK14-74	新設金属釘	-176615.338	28990.424	4.870
sN14-15	新設金属釘	-176611.854	28987.022	4.790
sN14-16	新設金属釘	-176608.672	28983.441	3.215
sN14-34	新設金属標	-176606.659	28980.934	10.859
sN14-17	新設プラスチック杭	-176615.225	28974.259	7.768
		倍面積	259.079173	
		面積	129.5395865 m ²	

座標求積表 [座標法: $1/2\sum((X_{n+1}-X_{n-1})Y_n)$]				
地番	(B)127-			
境界点	境界標	X _n	Y _n	辺長
sHR4-2		-176620.631	28979.838	2.507
sNo.31+70R		-176620.054	28982.278	8.103
sHR5		-176618.188	28990.163	2.643
sK14-73	既設コンクリート杭	-176620.820	28989.921	6.962
sN14-33	新設金属標	-176625.027	28984.374	6.317
		倍面積	70.048363	
		面積	35.0241815 m ²	

引照点表					
基準点		X	Y	内角	距離
器械点	sB.4 (金属釘)	-176615.956	29002.112		
後视点	sB.25 (金属釘)	-176637.216	28973.041	0 0 0	36.015
視準点	境界の種類	X	Y	内角	距離
sHR4-2		-176620.631	28979.838	24 19 34	22.759
sHR5		-176618.188	28990.163	25 35 56	12.156



基準点一覧表			
名称	標識の種類	X	Y
s9A691	補助点 (金属釘)	-176573.296	28936.815
s9A697	補助点 (金属釘)	-176645.304	28924.095
s9A699	補助点 (金属釘)	-176665.625	28907.878
s9A683	補助点 (金属釘)	-176599.241	29105.830



世界測地系 (Ⅲ系)
変換パラメータVer. 2. 1. 1
平成28年2月1日測量

作成者	広島市中区舟入南二丁目1番5号 土地家屋調査士 長力 晋 (平成 29 年 4 月 29 日作成)	申請人	縮尺	1/250
-----	---	-----	----	-------